

令和7年度住宅ストック維持・向上促進事業に係る事務事業
を実施する者の公募についての公示

令和7年3月3日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、住宅ストック維持・向上促進事業に係る事務事業を実施する者の公募について公示する。

※本事業は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものである。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得る。

※本事業は、「住宅ストック維持・向上促進事業」を実施する者に係る公募ではなく、「住宅ストック維持・向上促進事業」の事業者の募集・補助金の交付等に係る事務事業を実施する者に係る公募である。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅ストック維持・向上促進事業に係る事務事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅ストック維持・向上促進事業の補助金の交付等に係る事務を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅ストック維持・向上促進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

住宅ストック維持・向上促進事業に係る以下の事務

- 事務事業に係るHPの作成
- 補助金の交付申請に係る審査、交付決定
- 完了実績報告に係る審査、補助金額の決定
- 補助金執行状況の管理、支払いの実施
- 事業に係る相談の受付
- 国土交通省の指定する過年度に実施された補助事業に係る交付申請書類の引き継ぎ、保管、次年度に実施する事務事業者への書類等の引き継ぎ（電磁的媒体記録で保管するものを含む）、補助事業完了案件に係る事後報告、取得財産の処分承認報告に係る手続きなどの事務 等

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年4月上旬 ～ 令和8年3月下旬

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事務事業の実施に係る計画が適切なものであること。
- (2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

- (3) 事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 担当：吉田、小川

電話 03-5253-8111(内線39-448、39-446)

電子メール hqt-kashitanpo@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 令和7年3月3日（月）から令和7年3月17日（月）まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて原則、電子媒体で交付。

※交付を希望する場合は、予め(1)の担当までメールにて連絡を行うこと。
(連絡後には着信を確認すること。)

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 令和6年3月17日（月）18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、電子メールにて提出すること。（提出後には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出するデータは以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat Reader

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 提出された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に係る法律」（平成11年法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書は原則として返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書提出時に申し出ること。
- (6) その他詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。